

成田国際空港株式会社法案要綱

第一 会社の目的

成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とすること。（第一条関係）

第二 成田国際空港の設置及び管理等

成田国際空港は、会社が新東京国際空港公団から承継した公共用飛行場をいうこととともに、成田国際空港及び同空港における航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならぬものとする。こと。（第二条及び第三条関係）

第三 事業の範囲等

1 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。こと。（第五条関係）

一 成田国際空港の設置及び管理

二 成田国際空港における航空保安施設の設置及び管理

三 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客の取扱施設等及び同空港を利用する者の利便に資するために敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理

四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業

五 四に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業

2 会社は、成田国際空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることにかんがみ、常に成田国際空港の周辺における生活環境の改善に配慮するとともに、1の四及び五に掲げる事業を適切かつ確実に営まなければならないものとする。 (第六条関係)

第四 助成等

政府は、会社に対し、第三の1の一及び二の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができるものとする。 (第八条関係)

第五 監督

一 会社は、新株の発行、社債の募集又は長期借入金の借入れ、代表取締役等の選定の決議等については、国土交通大臣の認可を受けなければならないものとする等、会社の監督について所要の規定を設けるものとする。こと。（第九条から第十四条まで関係）

二 国土交通大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができるものとする。こと。（第十五条及び第十六条関係）

第六 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。こと。ただし、新東京国際空港公団法の廃止及び同法の廃止に伴う経過措置等に関する規定は、平成十六年四月一日から施行するものとする。こと。（附

則第一条関係）

二 会社は、平成十六年四月一日に成立するものとし、会社の設立、公団の解散、権利義務の承継等必要な事項を定める。こと。（附則第二条から第十三条まで、第十五条から第二十三条まで関係）

三 政府は、当分の間、会社に出資できるものとともに、第三の1の一から三までの事業に要する経費に充てるため会社が発行する社債に係る債務について、保証契約をすることが出来るものとする。

ること。(附則第十四条及び第十五条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第二十四条から第三十五条まで関係)